

関西防災・減災プラン原子力災害対策編 変更（全面改定）案の概要

平成 25 年 6 月
広域防災局

1 策定・改定の経緯

- ・東電福島第一原発事故を受けて概括的・骨格的に策定（H24. 3）
- ・国の原子力災害対策指針の制定・改正（H24. 10 制定、H25. 2、H25. 6 改正）
- ・滋賀県、京都府における地域防災計画の見直し
- ・今回、上記を踏まえて本格策定（全面改定）・・・・・・【参考 1】構成新旧比較参照

2 変更（全面改定）案のポイント

広域連合の主な役割となる、①情報の収集と共有、②広域避難に関する調整、③関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信についての対応方針を示すとともに、国の新しい原子力災害対策指針（以下「指針」という。）で導入された避難等の防護措置について、関係機関の活動の流れを明示。

(1) 情報収集・共有体制の整備

広域連合及び構成団体は、原子力災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うため、国、原子力事業者その他関係機関・団体との間で情報収集・連絡体制を整備するとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できる体制を整備する旨を明記。

(2) 避難等の防護措置の実施に係る役割分担と活動の流れの明示・・・・・・【参考 2】参照

①原子力施設の状況に応じた警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の緊急事態区分（EAL：緊急時活動レベル）と、②空間放射線量率に応じた防護措置基準（OIL：運用上の介入レベル）に基づき実施される避難、屋内退避、スクリーニング、除染、飲食物摂取制限等の防護措置について、国、原子力事業者、関係府県、広域連合等の役割と活動の流れをわかりやすく明示。

(3) 広域避難の枠組みの提示・・・・・・【参考 3】参照

想定される避難対象区域とその人口を示した上で、今後、関係府県が広域避難計画の検討を行っていく上での基本となる考え方を明記。

- ①避難元府県の要請に基づき、広域連合は構成府県等と調整の上、受入れの割当て案を作成し、受入府県は、管内市町村と連携して受入れを行う。
- ②広域避難を円滑に実施するため、関係府県は、今回提示した避難の基本パターンを参考に、避難経路・手段、スクリーニング・除染、災害時要援護者対応等の広域避難対策の検討を行い、広域避難計画を作成する。
- ③避難経路・手段の設定・確保、スクリーニング及び除染の実施体制の整備等については、広域連合は、関係府県と連携し、必要に応じ、道路管理者、警察、消防、自衛隊、その他関係機関等と調整を行う。

(4) 安全・安心の確保のための情報発信体制等の整備

- ①広域連合及び構成団体は、大気、水質、農林水産物等の放射性物質濃度の測定結果に基づき、迅速・的確な情報発信を行い、住民の不安解消に努める旨を明記。
- ②飲食物及び水道水の摂取制限については、構成府県が国の基準に基づき統一的に実施し、広域連合では関西圏域の情報共有を図る旨を明記。
- ③琵琶湖への影響予測については、滋賀県が平成25年度末を目途に取りまとめる調査結果を踏まえ、広域連合は、必要に応じ、広域的な応急給水体制整備等の検討を行う旨を明記。

(5) その他

- ①広域連合及び構成団体は、広域避難訓練など原子力災害に関する防災訓練の実施、防災業務関係者の人材育成などを推進する旨を記載。
- ②この他、関西圏域での風評被害の防止・軽減のため、広域連合として迅速・的確な情報発信や積極的な広報活動を行うほか、事前の備えとして、住民に対する原子力災害の特性に関する普及啓発活動を行う旨も記載。
- ③わかりやすい計画となるよう平易な表現に努めたほか、福島第一原発事故の概要、原子力災害の特殊性、用語解説など付属資料を充実。

3 今後の予定

国の指針改定等に合わせて、継続的に計画の改定を進める。

(1) 指針改定に合わせた計画の改定

国が専門的検討の結果を踏まえて行う指針の改定に合わせて計画を改定。

- ・原子力災害事前対策のあり方
 - PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を準備する区域）の導入 等
- ・緊急時モニタリング等のあり方
 - 緊急時及び平常時モニタリング計画の策定 等
- ・緊急被ばく医療のあり方
 - UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）以遠での安定ヨウ素剤の投与の判断基準 等
- ・地域住民との情報共有等のあり方
 - 住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定 等

(2) 広域避難等の詳細検討を踏まえた計画の改定

今後、広域連合としてさらに詳細な検討を行い、計画を改定。

- ・広域避難対策の詳細検討
 - ※国、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、広域連合（オブザーバー）からなる「広域的な地域防災に関する協議会」の下に設置されるワーキンググループで実務的な検討を行っていく。
- ・琵琶湖への影響予測結果の反映

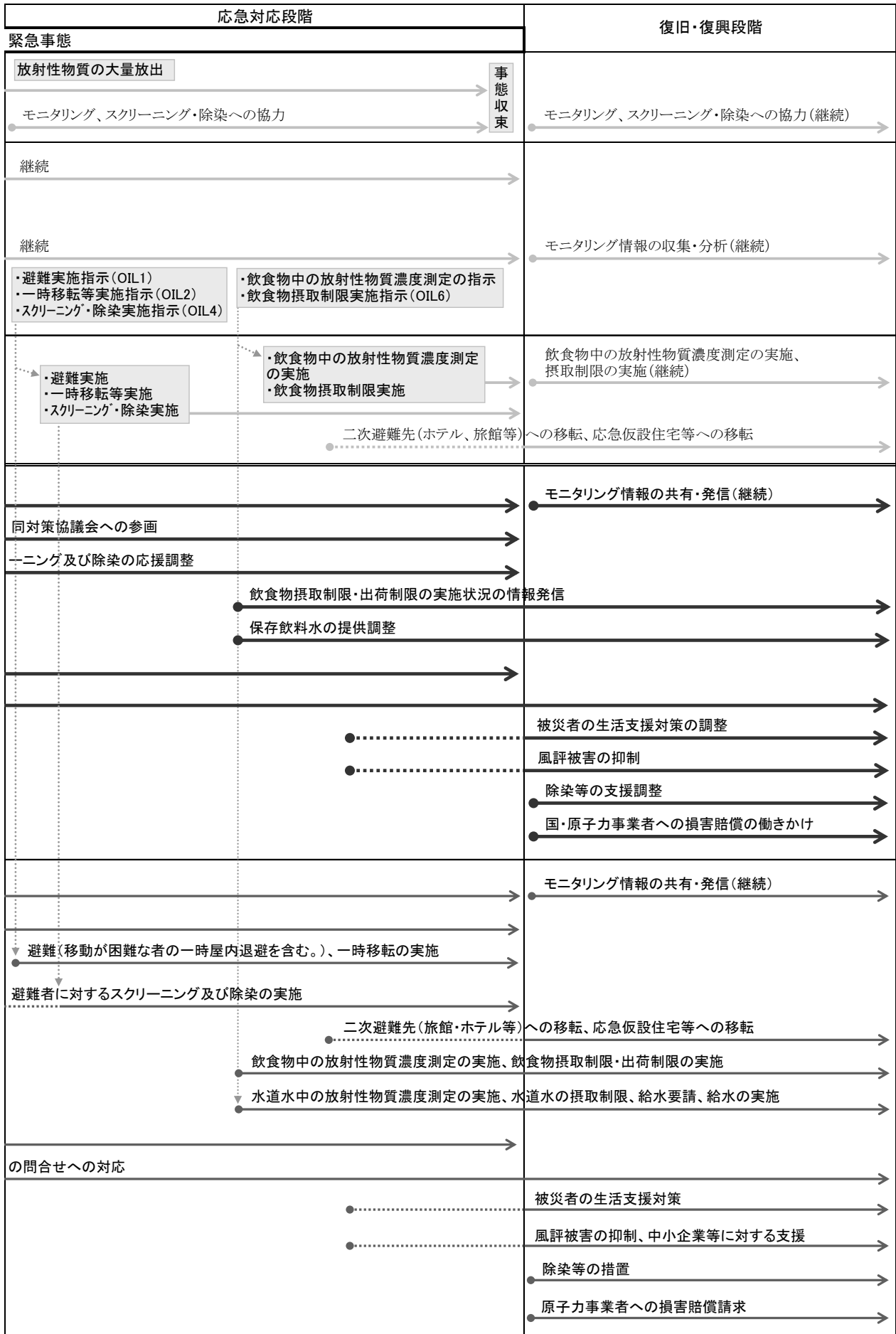
【参考1】関西防災・減災プラン原子力災害対策編 構成新旧比較

(注) 下線部は変更案で追加した項目

概括的・骨格的策定 (H24.3)	変更案 (H25.6.29)
<p>I 基本的な考え方</p> <p>1 広域連合の役割</p> <p>2 原子力災害対策の留意点 → 付属資料へ</p> <p>II 被害想定</p> <p>1 防災・減災プランで対象とする原子力災害</p> <p>2 事故災害の影響が想定される地域</p>	<p>I 総則</p> <p>1 計画の目的</p> <p>2 本計画における用語の定義</p> <p>3 原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務</p> <p>4 計画の性格</p> <p>5 原子力災害対策重点区域</p> <p>6 原子力災害の想定</p> <p>7 計画の改定</p>
<p>III 災害への備え</p> <p>1 事業者との覚書</p> <p>2 通報連絡体制の整備</p> <p>3 広域でのモニタリング状況の把握</p> <p>4 平常時の情報発信と意識啓発</p> <p>5 資機材の整備と協力体制の構築</p> <p>6 広域避難に関する協力要請</p>	<p>II 災害への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>3 モニタリング情報の共有・発信体制の整備</p> <p>4 緊急被ばく医療体制の整備 ※モニタリング設備の配備状況は付属資料へ</p> <p>5 広域避難体制の整備</p> <p>6 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <p>7 水道水の摂取制限</p> <p>8 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>9 住民等に対する知識の普及啓発</p> <p>10 防災訓練への参加等</p>
<p>IV 災害への対応</p> <p>1 災害対応のシナリオ</p> <p>2 初動体制の確立</p> <p>3 緊急時のモニタリング</p> <p>4 放射性物質拡散予測システムの活用</p> <p>5 広域避難の調整</p> <p>6 緊急被ばく医療</p> <p>7 除染活動</p> <p>8 流通食品対策</p> <p>9 家畜の移動</p> <p>10 風評被害対策</p> <p>11 水質汚染対策</p>	<p>III 災害への対応</p> <p>< 広域連合における災害対応の流れ ></p> <p>【初動段階・応急対応段階】</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>2 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>3 広域避難の調整</p> <p>4 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <p>5 水質汚染対策</p> <p>6 緊急被ばく医療 ※被ばく医療機関の指定状況は付属資料へ</p> <p>7 住民等への的確な情報伝達</p> <p>【復旧・復興段階】</p> <p>8 モニタリング情報の共有・発信(継続)</p> <p>9 被災者の生活支援</p> <p>10 風評被害等の影響の軽減</p> <p>11 放射性物質による環境汚染への対応</p> <p>12 原子力損害賠償</p>
<p>付属資料</p> <p>1 避難指示の発令が想定される地域・人口</p> <p>2 原子力防災用語集</p>	<p>付属資料</p> <p>1 福島第一原子力発電所事故の概要</p> <p>2 原災法及び災対法の関係条文</p> <p>3 原子力災害対策の留意点</p> <p>4 原子力災害対策重点区域の概ねの範囲内の市町別人口</p> <p>5 関西周辺の原子力施設の概要</p> <p>6 原子力事業者との情報連絡に関する覚書</p> <p>7 関西広域防災計画策定委員会 原子力災害対策専門部会 委員名簿</p> <p>8 広域連合・構成団体と原子力防災関係機関との協定等一覧</p> <p>9 関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況</p> <p>10 関西周辺の被ばく医療機関の指定状況</p> <p>11 福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響</p> <p>12 原子力防災用語解説</p>

【参考2】広域連合における災害対応の流れ



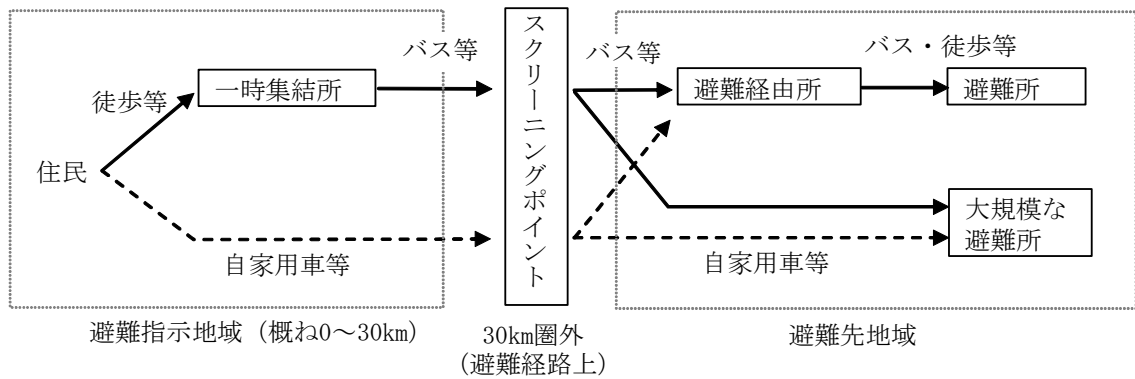


詳細は各府県地域
防災計画で規定

本計画で対応方針を規定

【参考3】広域避難の調整について

(1) 想定する広域避難の基本パターン（一般住民）※要援護者については別途



(2) 広域避難の調整手順

	避難元市町村	避難元府県	広域連合	受入府県・市町村
初動対応	原災法第15条第3項に基づく 内閣総理大臣の指示・勧告 ・屋内退避 ・避難 ↓ 市町村外への避難 の必要性検討	・緊急時モニタリング ・SPEEDIの活用 ・情報収集（災害情報、 府県内の状況等） ・避難のための交通規制等 ↓ 府県内他地域 への避難調整	・情報収集 （災害情報、圏内状況等） ↓ 広域避難計画に 基づき調整準備	↓ 広域避難計画に 基づき受入準備
	府県内他地域 への避難	府県外避難の検討	・受入可能人数、 受入施設の確認 ・輸送手段の確認	・受入可能人数、 受入施設の確認 ・輸送手段の確認
	府県外避難の決定	府県外への避難調整 ・避難先施設 ・避難ルート ・輸送手段 ・スクリーニング・除染 実施場所、要員	広域避難の実施 に向けた調整 必要に応じ、国や全国 知事会、他ブロックと調整	受入体制の確立 ・受入施設の確保 ・輸送手段の確保
広域避難の実施	府県外避難開始 ↓ スクリーニング・除染実施 ↓ 避難完了	↓ スクリーニング・除染実施	↓ スクリーニング・除染実施 に係る調整 ・資機材確保 ・要員確保 等	↓ スクリーニング・除染の支援
	避難所運営支援 ↓ 長期化への対応	避難所運営支援 〔全国避難者情報システムを活用した情報提供、ボランティアとの連携等〕 ↓ 長期化への対応 ・二次避難先（旅館・ホテル等）への移転 ・応急仮設住宅の確保（民間賃貸住宅、公営住宅等を含む） ・避難者の生活支援（健康、教育、生活資金、就職等）	避難所運営支援 に係る調整	避難所運営支援